データベース化にあたって

業務の一環として「登録を義務づける」などして、 業務実績が漏れなく登録されることが重要です。

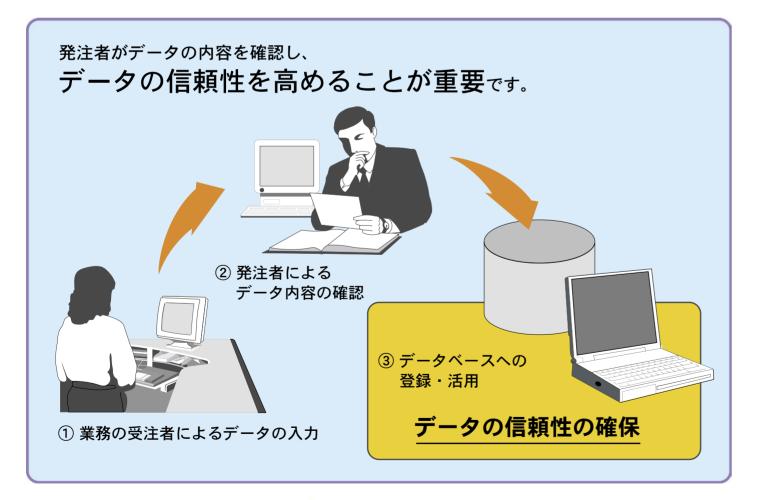
【国交省における業務仕様書への記載例】

業務仕様書

- 1. 業務名称 ○○庁舎設計業務
- 6.業務の実施
 - (8) 業務実績情報の登録について

本業務に関する業務内容等については、公共建築設計者情報システム (PUBDIS) に業務カルテ情報として登録すること。

注)PUBDISは、社団法人公共建築協会が運営するシステムです。



このパンフレットに関するお問い合わせは、 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課建築基準第一係 TEL 03-5253-8111(ex.23444) FAX 03-5253-1544

設計業務実績データベースの 構築に向けて

- 公共建築の適切な設計者選定のために -



国土交通省大臣官房官庁営繕部

平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」 を受けて同年8月26日に閣議決定された基本方針では、

"発注者は、業務内容や成績評定の結果等のデータベース化を 進めるよう努めるものとする"

とされました。

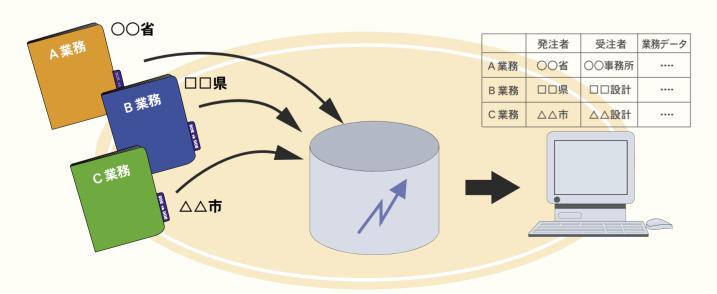
これを受け、公共建築の発注者に対して、業務実績データベースの構築と活用が求められています。

設計者選定にあたっては、設計者の技術力の審査が重要です。

設計者の技術力によって、設計の品質は大きく左右されます。 そのため、設計業務の発注者は競争参加者の技術力を見極め、 有能な設計者を選定する必要があります。

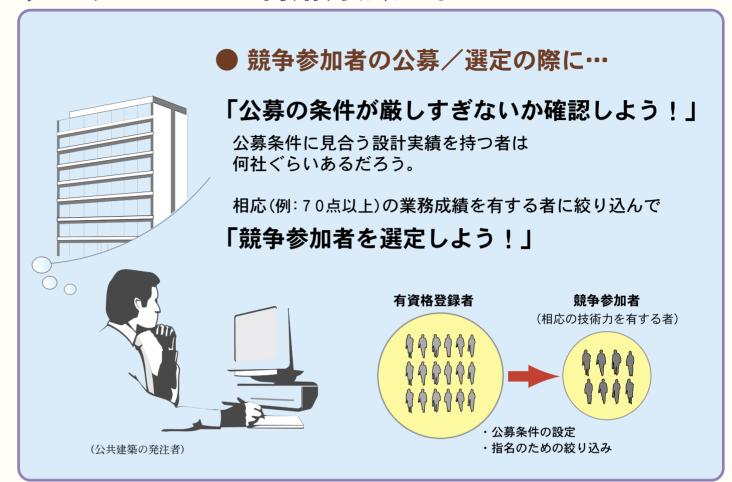


共有データベースが構築されると… 他機関の業務実績等を参照することができます。



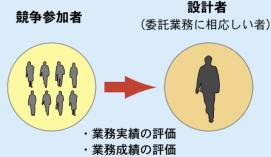
(共有データベースのイメージ図)

データベースの利用方法は?



● 設計者を決める際に…

競争参加者から申告された 「設計実績の内容を確認しよう!」



過去〇年間に

「いろいろな機関で発注された業務の受注実績(成績)を評価しよう!」

設計する建物の用途や規模に応じて 「同種や類似の設計実績(成績)を 評価しよう!」

